

「規制改革ホットライン（地域活性化の集中受付）」実施要項

内閣府 規制改革推進室

1. 集中受付の趣旨

規制改革会議においては、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革に関する提案を積極的に取り上げることとしており、いただいた提案の審議結果を過去2回の答申に反映し、実現に向けて取り組んでいます。

今期は、「地域活性化」に寄与する規制改革を検討テーマの1つとしており、“地域が主役”との観点から、地域からの声を積極的に受け止める必要があります。

そこで、「地域活性化」に寄与する多くの御提案をいただくことを目的として、「規制改革ホットライン（地域活性化の集中受付）」を実施いたします。

2. 提案の主体

個人・民間事業者・NPO・各種団体・地方自治体等を問わず、どなたでも直接、御提案いただけます。

3. 集中受付期間

平成26年10月1日（水）～10月31日（金）まで

4. 募集する提案

「地域活性化」を推進する上で、改革が必要と考えられる規制の見直しについて、積極的な御提案を幅広くお寄せ下さい。

なお、提案の背景、現状における弊害、改善の必要性・効果等をできるだけ具体的に記載していただければ幸いです。

5. 提案の取扱い

受け付けた提案は、内閣府規制改革推進室において、事実関係の確認及び精査等を行った上で、所管省庁に検討要請を行います。

また、その検討結果を「規制改革会議」に報告します。

更に精査・検討を要すると認められる事項につきましては、所管省庁に再検討を要請するとともに「規制改革会議」においても自ら検討し、改善措置を図る必要がある事項について答申に盛り込みます。

なお、所管省庁が自ら実施するとした事項は迅速な対応を求めます。

規制改革推進室は、

- ① 所管省庁からの検討結果（更に精査・検討を要すると認められる事項について、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応する旨を付記）
- ② 規制改革会議の審議結果
- ③ 所管省庁が講じた措置の内容（講じようとする措置の内容）

について、内閣府ホームページで公表します。

6. 留意事項

下記に該当する場合など、お寄せいただいた御提案の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

- 提案の内容が規制改革と無関係な場合
- 特定の個人・法人等に関する情報であって、その個人・法人等が識別され得る記述がある場合
- 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- 記載された情報が虚偽であると判明した場合
- 提案が所定の要件を満たさない場合（必須項目に未記入箇所がある場合）
など

氏名・電話番号・メールアドレスは、後日、お寄せいただきました提案の内容を補足的にお伺いする場合がありますことから御記入いただくものです。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)、
「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 58 号)
等に基づき、また、その趣旨を踏まえて適切に取り扱います。

7. 問い合わせ先

「規制改革ホットライン」について御質問がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。なお、電話による提案の受付は行っておりませんので、御了承下さい。

【規制改革ホットライン担当】

電話：03-5253-2111（内線32430又は32431）
月曜日～金曜日 9時30分～18時15分